

審査の結果の要旨

氏名 全 英美 (チョン ヨンミ)

本論文は、視覚障害鍼師が衛生面において安全な施術が可能なことを立証するために、教育学・教育心理学の観点から計画された調査・実験研究である。日本の鍼術は、視覚障害者によって発展してきた長い歴史を持っているにもかかわらず、これまで「視覚障害者」と「鍼術」を融合分野とした客観的・科学的研究はほとんどなされてこなかった。本論文では、視覚障害鍼師の施術における衛生的問題を客観化するために、(1)施術行動の客観的記録・分析・観察システム、(2)衛生操作をチェックするための評価リスト、(3)行動観察による客観的評価手法を考案し、その有効性について検討を加えている。そして、これらの客観化手法を用いて、視覚障害鍼師の衛生操作上の課題を明らかにした上で、(4)衛生的施術のための教育介入プログラムを考案し、(5)その教育効果を検討することで、(6)視覚障害鍼師の施術における衛生的問題が解決可能であることを証明している。

本論文は 12 章から構成されている。

第 1～5 章は、序論であり、まず本論文の背景として、日本の視覚障害者における鍼業の歴史と視覚障害者の鍼業への就業の現状 (第 1 章)、韓国の視覚障害者の鍼業における歴史と鍼師制度の復活運動の変遷 (第 2 章) について述べた上で、第 3 章で研究の動機と目的を整理している。第 4 章と第 5 章は問題の所在を明確化するための調査研究をまとめたものであり、(a)韓国と日本における一般人の視覚障害鍼師の施術に対する意識調査、(b)一般人の視覚障害鍼師の施術に対する不安に関する調査の結果について考察している。その結果、一般人の意識の中には視覚障害鍼師の施術に対する衛生面での不安があることが明らかにされた。

第 6～7 章では、鍼施術を行動観察の観点から記録・分析・観察するための新たな分析手法について論じている。まず、第 6 章で、「視覚障害」と「鍼術」や「鍼師」に関する先行研究を分析し、鍼施術における衛生操作の客観化システム作成のための要件を考察している。その結果に基づき、第 7 章では、衛生操作の客観化システムとして、記録手法、分析手法、観察手法をそれぞれ考案し、装置の設計を行っている。ここで開発された客観化手法の最も大きな特徴は、衛生操作を(1)徹底した行動記録手法、(2)人間の知覚・認知特性を考慮した分析手法、(3)きめ細かい観察手法によって検討している点である。例えば、行動記録装置には、8 台のビデオカメラを用い、施術中の施術者の動きと手指の接触の有無を詳細に判断できるような工夫を行っている。また、施術者の両手の動き等の施術操作間の因果関係を明らかにするための同時表示画面数の検討では、人間が同時に処理できる知覚・認知特性を考慮している。さらに、観察の客観性を向上させるために事象見本法と時間見本法を組み合わせたミクロ的な行動観察手法を考案している。

第 8～9 章では、衛生操作を観察する際、専門知識や障害者に対するイメージに

よるバイアスを最小限にするためのチェックリストの作成とそのチェックリストを用いた評価実験について論じている。まず、第 8 章で、衛生操作上チェックすべき事項をリストアップするために衛生学・公衆衛生学、鍼灸教育学の専門家に対して実験を実施し、その結果に基づいて、衛生操作評価リストを新たに提案している。次に、第 9 章では、考案した評価リストを用い、バイアスの少ない非専門家による評価実験を実施し、視覚障害鍼師と晴眼鍼師の衛生操作について検討を行っている。その結果、視覚障害鍼師は、触察による確認が多く、消毒野と非消毒野との往復が顕著であり、刺鍼時の手指と術野の衛生保持が保たれていないという課題を明らかにした。さらに、晴眼鍼師との比較検討を行った結果、晴眼鍼師においても刺鍼時の手指と術野の衛生保持がなされていないことを示している。

第 10～11 章では、衛生操作上の問題を解決するための教育介入プログラムの考案とその教育効果について論じている。まず、第 10 章で、鍼施術における衛生操作の問題を解決するための衛生施術教育プログラムとして適切な施術手順と手指の触察方法の確立を提案している。次に、第 11 章で、衛生的施術方法を視覚障害鍼師に教示し、再度実験による検討を行った結果、施術者全員において衛生的指針が認められたことを示している。これらの分析結果から、正しい手順による施術によって視覚障害者であっても衛生的安全性のある施術が可能であることが示された。

第 12 章では、本論文の結論を述べた上で、今後の課題について総合的に考察し、(1)衛生操作を保持するためには視覚障害の有無にかかわらず衛生教育が必要であること、(2)衛生操作のための教育プログラムの作成とカリキュラム化が必要であること、(3)一般人が視覚障害鍼師の施術を正確に理解できるようにするための理解教育が必要であることを述べている。

以上のように、本論文では、(a)鍼施術行動を衛生操作の観点から客観化する新しい研究手法と(b)鍼の衛生的施術に関する教育介入プログラムを確立した上で、(c)視覚障害鍼師は衛生面において安全な施術が可能であることを実証している。本論文の成果は、(1)鍼師の衛生操作研究に新たな研究手法を提供しただけでなく、(2)日本における視覚障害鍼師の資質向上や職業的自立度の促進、および(3)韓国における視覚障害者が従事できる鍼師制度の確立等の社会的な貢献も期待できる。

よって本論文は博士（学術）の学位請求論文として合格と認められる。